

地域による指定避難所解錠基準

<p>施設名 連絡先</p>	<p>(住所 電話 )</p>									
<p>解錠基準 (参考)</p>	<div data-bbox="375 280 1308 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○休日や夜間に災害が発生した場合は、指定避難所に職員が速やかに参集できない場合も想定されます。 ○地域住民の避難行動にあわせて、安全を確認しながら下記の基準を参考に指定避難所の解錠をお願いします。</p> </div> <div data-bbox="391 537 1300 638" style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <h2>地震</h2> </div> <table border="1" data-bbox="391 638 1300 1041" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="391 638 997 918" style="padding: 5px;"> <p>下呂市の震度が<b>震度5強以上</b>のとき (ただし地域の状況を考慮し、開設が必要な場合はこの限りではない。)</p> </td> <td data-bbox="997 638 1300 918" style="padding: 5px;"> <p><b>指定避難所を解錠。</b> ※ただし一時避難所等への避難で安全を確保できる場合はこの限りではありません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 918 997 1041" style="padding: 5px;"> <p>下呂市の震度が<b>震度5弱以下</b>のとき</p> </td> <td data-bbox="997 918 1300 1041" style="padding: 5px;"> <p><b>解錠しません。(注)</b></p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="422 1064 1316 1153">(注)震度5弱以下では基本的には解錠しませんが、家屋の倒壊、火災などが発生しており、緊急の避難を要すると判断される場合(指定緊急避難場所として)は、解錠をお願いします。</p> <div data-bbox="391 1176 1300 1265" style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <h2>風水害</h2> </div> <table border="1" data-bbox="391 1265 1300 1736" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="391 1265 582 1736" rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>浸水害 土砂災害</b></p> </td> <td data-bbox="582 1265 997 1556" style="padding: 5px;"> <p>当該地区に市から「警戒レベル3」「警戒レベル4」が発令された場合</p> </td> <td data-bbox="997 1265 1300 1556" style="padding: 5px;"> <p><b>職員による解錠を基本とします。</b> ただし、市職員の参集が遅延するおそれがある場合は地域による開設を依頼します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1556 997 1736" style="padding: 5px;"> <p>該当地区に市から「警戒レベル5」が発令された場合</p> </td> <td data-bbox="997 1556 1300 1736" style="padding: 5px;"> <p><b>発生状況より、至急開設する必要があると判断した場合※1は解錠をお願いします。</b></p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="375 1758 1316 1881">(注)浸水害や土砂災害の場合は、長期避難ではなく風雨等がおさまるまでの短期的な避難が想定されることから、自治会長等との事前の申し合わせにより、地域によっては安全性が確保される身近な一時避難所を当該地区の避難所とする場合もあります。 ※1 「指定緊急避難場所」としての解錠</p>	<p>下呂市の震度が<b>震度5強以上</b>のとき (ただし地域の状況を考慮し、開設が必要な場合はこの限りではない。)</p>	<p><b>指定避難所を解錠。</b> ※ただし一時避難所等への避難で安全を確保できる場合はこの限りではありません。</p>	<p>下呂市の震度が<b>震度5弱以下</b>のとき</p>	<p><b>解錠しません。(注)</b></p>	<p><b>浸水害 土砂災害</b></p>	<p>当該地区に市から「警戒レベル3」「警戒レベル4」が発令された場合</p>	<p><b>職員による解錠を基本とします。</b> ただし、市職員の参集が遅延するおそれがある場合は地域による開設を依頼します。</p>	<p>該当地区に市から「警戒レベル5」が発令された場合</p>	<p><b>発生状況より、至急開設する必要があると判断した場合※1は解錠をお願いします。</b></p>
<p>下呂市の震度が<b>震度5強以上</b>のとき (ただし地域の状況を考慮し、開設が必要な場合はこの限りではない。)</p>	<p><b>指定避難所を解錠。</b> ※ただし一時避難所等への避難で安全を確保できる場合はこの限りではありません。</p>									
<p>下呂市の震度が<b>震度5弱以下</b>のとき</p>	<p><b>解錠しません。(注)</b></p>									
<p><b>浸水害 土砂災害</b></p>	<p>当該地区に市から「警戒レベル3」「警戒レベル4」が発令された場合</p>	<p><b>職員による解錠を基本とします。</b> ただし、市職員の参集が遅延するおそれがある場合は地域による開設を依頼します。</p>								
	<p>該当地区に市から「警戒レベル5」が発令された場合</p>	<p><b>発生状況より、至急開設する必要があると判断した場合※1は解錠をお願いします。</b></p>								
<p>避難所を解錠した場合の市への連絡先</p>	<p>○避難所開設時は各地域の災害対策地域支部(各振興事務所)へ連絡してください ・下呂災害対策地域支部(25-2252)・萩原災害対策地域支部(52-2000) ・金山災害対策地域支部(32-2201)・小坂災害対策地域支部(62-3111) ・馬瀬災害対策地域支部(47-2111)</p>									